

【総則】

<目的>

●再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策において重要であることに鑑み、太陽光発電施設について必要な規制を行うことにより、災害の発生を防止し、地域環境を保全するとともに、地域と共生した太陽光発電施設の導入が図られることを目的とする。

<定義>

- 太陽光発電施設
- 大規模太陽光発電施設(出力1,000kW以上)

<責務>

- 県
- 太陽光発電施設の設置者 等

【規制手段】

<遵守すべき基準> 全ての太陽光発電施設の設置者に遵守の努力義務

- 防災上の措置
- 安全性の確保
- 周辺環境の保全
- 周辺地域の景観との調和
- 維持管理
- 廃止に向けて行う措置

<大規模太陽光発電施設の設置の許可制>

- 設置管理の計画を審査
- 設置から廃棄までを的確・継続して行うに足る経理的基礎の確認
- 事前の住民説明会の開催

【実効性の確保】

<事業者の義務>

- 計画に従った維持管理
- 基本情報の公開、標識の掲示
- 定期報告・事故報告
- 施設廃止時のパネル等の適正な処理

<是正手段>

- 立入検査・報告徴収
- 勧告・公表
- 措置命令
- 指導・助言

<処分・罰則>

- 許可取消
- 罰則

※無許可の場合

